

令和5年2月21日
庁議資料



答 申 書

令和5年2月
狛江市特別職報酬等審議会

1 はじめに

本審議会は、令和4年12月16日に狛江市長から「市議会議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長等常勤の特別職職員の給料等の額は、現行の額で適正であるか。適正でない場合、適正な額はどのようなものであるか」について意見を求める旨の諮問を受けた。

2 審議の経過

本審議会において各委員は、以下の資料を多角的に活用し特別職の報酬等の額について、狛江市の財政状況並びに現在の社会情勢及び経済状況を踏まえ、多摩地域26市との比較等を検証し慎重に審議を行った。

資料

事務局作成資料

- ・特別職報酬・期末勤勉比較
- ・26市比較（市長・特別職比較）
- ・他市開催状況調査
- ・26市の概要（財政状況等）
- ・政務活動費（26市比較）
- ・特別職報酬・期末勤勉比較（類似団体比較）
- ・特別職等期末勤勉手当 支給率の変遷
- ・令和4年中における市議会の活動状況について

参考資料

- ・令和3年度決算 財政のあらまし
- ・令和4年度人事委員会勧告等の概要
- ・狛江市議会だより（令和4年8月15日発行）

3 特別職等の報酬等の額をめぐる状況

（1）改定状況の経過

【例月給】

特別職及び議員の例月給については、それぞれ条例において規定されている。平成21年の東京都人事委員会勧告において、公民較差の是正のため給与を0.35%引き下げる勧告が行われ、狛江市においては、地域手当の支給割合変更に伴う本給の引き下げを合わせて行うため、本給を0.0%から2.0%引き下げた。特別職の報酬等についても、社会経済状況を考慮し東京都人事委員会勧告を上回る引き下げ改定の答申が出され、平成22年4月からそれぞれ改定されたところである。一方で、これとは別に当時は、財政状況に対応し市民感情に配慮するため、特別職等の月額給料については、平成16年度から平成21年度まで市長18%、

副市長、収入役及び教育長は11%給料月額の減額を自主的に継続し、議員については、平成19年度から平成21年度まで報酬を15%減額している状況であり、答申において二重の構造について懸念が示された。

市議会議員の報酬額

| 職 | 変更以前の額 (平成19年度から平成21年度まで) | 現行の額 (平成22年度から現在まで) | 増減額 |
|-----|------------------------------|------------------------|----------|
| 議長 | 558,000円 | 540,000円 | -18,000円 |
| 副議長 | 498,000円 | 485,000円 | -13,000円 |
| 委員長 | 482,000円 | 473,000円 | -9,000円 |
| 議員 | 474,000円 | 465,000円 | -9,000円 |

市長等常勤特別職の給料額

| 職 | 変更以前の行額 (平成16年度から平成21年度まで) | 現行の額 (平成22年度から現在まで) | 増減額 |
|-----|-------------------------------|------------------------|----------|
| 市長 | 916,000円 | 898,000円 | -18,000円 |
| 副市長 | 788,000円 | 774,000円 | -14,000円 |
| 教育長 | 734,000円 | 721,000円 | -13,000円 |

なお、平成22年4月以降、特別職等の例月給は据え置かれている（自主減額については現状行われていない）。

【賞与】

特別職は、条例において一般職員の支給月数と同様とする旨の規定がある。一方で議員については、条例において独自の支給月数を規定している。

平成27年度以前は長らく議員の支給月数は5.00月であったが、東京都人事委員会勧告に沿って狛江市一般職員の賞与が平成28年度に4.40月に改定したことに合わせ、議員についても5.00月から4.40月に改定を行った。

その後も特別職（一般職）については、東京都人事委員会勧告に沿って令和3年度の4.45月まで以下のとおり改定を行ってきた。その間、議員については4.40月のまま令和4年度まで据え置かれている状況であり、特別職（一般職）4.45月との差が生じているところである。

| | 市長(一般職員) | | | | 議会の議員 | | | |
|--------|----------|--------------------|------|------|-------|------|------|------|
| | 6月 | 12月 | 計 | 役職加算 | 6月 | 12月 | 計 | 役職加算 |
| 平成27年度 | 1.975 | 2.075 3月(0.250) | 4.30 | 20% | 2.00 | 3.00 | 5.00 | 20% |
| 平成28年度 | 2.050 | 2.350 | 4.40 | 20% | 2.00 | 2.40 | 4.40 | 20% |
| 平成29年度 | 2.125 | 2.375 | 4.50 | 20% | 2.00 | 2.40 | 4.40 | 20% |
| 平成30年度 | 2.175 | 2.425 | 4.60 | 20% | 2.00 | 2.40 | 4.40 | 20% |
| 平成31年度 | 2.300 | 2.350 | 4.65 | 20% | 2.00 | 2.40 | 4.40 | 20% |
| 令和2年度 | 2.325 | 2.225 | 4.55 | 20% | 2.00 | 2.40 | 4.40 | 20% |
| 令和3年度 | 2.275 | 2.175 | 4.45 | 20% | 2.00 | 2.40 | 4.40 | 20% |
| 令和4年度 | 2.225 | 2.325 | 4.55 | 20% | 2.00 | 2.40 | 4.40 | 20% |

(2) 多摩地域 26 市及び類似団体における特別職等の報酬額の位置

狛江市は、多摩地域 26 市中、中位より下に位置している。また、同類似団体 9 市の比較においては、中位よりやや上に位置している。また、26 市のうち議員の賞与を東京都人事委員会勧告と同様（4.45 月）にしている市が 11 市ある。

(3) 令和 4 年度東京都人事委員会勧告

公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置き、若年層について引き上げ、平均 0.2% の給料表の改定の勧告が出された。また、賞与について、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を 0.10 月分引き上げる勧告が出された。狛江市においても同勧告に沿って、12 月に令和 4 年度の経過分も含めて遡及し対応したところである。

(4) 狛江市の財政状況（令和 3 年度決算）及び経済情勢

市の貯金である基金については着実に増加している。しかしながら、社会保障費の増加や公共施設の更新などに備えて引き続き積み増していく必要がある。

借金の返済にあたる公債費については、借入額の抑制を続けてきた効果もあり、歳出額全体に占める割合は、昨年度と比較して 0.8% 改善し、10 年前と比較すると 9 億円減少し、17 億円を下回っている。

市の借金である市債残高は、平成 28 年度に約 200 億円を下回り、以前よりも大きく減っているが、引き続き削減に取り組む必要がある。

実質公債比率は 0.3 ポイント改善し 1.4% となり、将来負担比率は 10.8 ポイント改善し、マイナス 4.5% となった。将来負担比率がマイナスとなったことは今回（令和 3 年度）初めてである。実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字となり、算出はされていない。経常収支比率は 2.0 ポイント改善し、87.7% となった。

公債費負担比率は0.6%改善し8.0%となった。

これら一連の市財政状況の推移については、総じて着実に改善しているといえる。一方で、社会情勢については、コロナ禍も3年が経過しようとしており、社会経済活動は正常化に舵を切ってきたものの、石油・電気・ガスなどのエネルギーや原材料価格など物価の高騰が続き、市民生活や事業者の経営環境にも影響がある。子育て世帯や低所得世帯など、必要な方への必要な支援は今後も継続的に取り組む必要があり、高齢化についても進んでいくことから、社会保障費の増加傾向は続くものと考えている。そのため、引き続き、将来を見据えて規律ある財政運営に努める必要がある。

4 審議の論点

特別職の報酬等をめぐる状況を考慮しながら、以下の3点を中心に議論を交わした。

(1) 東京都人事委員会の勧告について

例月給について公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から初任層に重点を置き、とりわけ若年層等の給料の引き上げの勧告についての意見の一致がみられた。そうしたことから、日々活動されている議員に対して例月給の引き上げの意見もあった。一方で、根拠となる引き上げ金額や率、また若年層以外の職員が引き上げとなっていないことから、特別職等は若年層に当たらないため、引き上げとする明確な理由が見つからないとの意見もあった。

賞与については、民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.10月分引き上げる勧告が出され、狛江市においても同勧告に沿って一般職が引き上げとなり連動する特別職が引き上げとなったことを受けて、議員の支給月数も引き上げるべきとの意見が複数あった。さらには、現状の特別職（一般職）と議員の支給月数の乖離については説明がつかず、そもそも議員の現在の支給月数が平成28年度以降据え置かれ、現在の支給月数の根拠が見当たらないとの意見もあった。そのため、議員の支給月数を引き上げ、特別職（一般職）との乖離を是正するため、今後は特別職同様に一般職に連動させることが望ましいとのことで、意見の一致が見られた。

(2) 狛江市の財政状況及び市民感情について

狛江市の財政の数値は、概ね上向いているところであり、数年にわたる財政努力に対して一定の評価ができる。一方で、物価高騰やエネルギー関連費用の高騰が続き、社会情勢が不透明な部分もある。以上から、財政状況は、以前と比べて着実に改善してきているところではあるが、社会情勢を鑑みると、引き続き財政規律を確保していく必要がある。

市民感情としては、議員について中々活動内容が見えづらいところであるが、任期4年という不安定な状況や日々の活動費用等を考えると、一定の報酬は必要であるとの意見があった。

市民感情には配慮すべきだが、単に報酬等を下げるというものが市民感情の改善に繋がるものではなく、財政状況や社会情勢等を踏まえて、根拠となるものをもって、市民にとって分かりやすく市民説明が明確にできるようにしておく必要があるとの意見があった。

(3) 類似団体等との比較について

特別職の報酬等の額は、類似団体9市の中では、例月給については低いわけではなく、賞与については半数程度が特別職と同様の支給月数となっており、狛江市も合わせた方が説明がつくのではないかとの意見があった。

5 審議会の考え方

【例月給】

特別職について、類似団体と比較してもとりわけ低いというのではなく、妥当な金額であるといえる。

議員については、任期も短く失職する可能性がある等、収入が安定的ではないこともあり、地方議会議員は定数に対し概ね立候補者が少なく、なり手が少ない現状があると思料する。また、議員活動は、熱心に活動するほど費用が掛かるものと推察する。一方で類似団体との比較や社会情勢等を踏まえた場合、引き上げとする金額や率については根拠が見当たらない。また、若年層以外の職員が引き上げとなっていない中で、特別職等が引き上げとすることには違和感もある。特別職や議員についての例月給は据え置きへの対応が望ましい。

【賞与】

特別職について、一般職員と連動しているため東京都人事委員会勧告を根拠としていること、また狛江市の職員と支給月数が同様としているため根拠が明確であり分かりやすい。現状が妥当な支給月数であると考えられる。

議員について、職務、職責に対して見合った報酬を支給すべきである。また、本来報酬等について社会的背景をもとに決定されることが望ましい。市職員の例月給と賞与は、東京都人事委員会勧告に基づき決定されており、また、特別職の賞与は市職員に連動している。しかし議員の賞与については条例において独自に規定されており、令和4年度現在、特別職（一般職）4.55月、議員4.40月と乖離幅が前年より拡大している。

議員の支給月数が4.40月で固定されていることについて、改定当時と財政状況等が異なる中では、市民説明に耐えるものではない。また、単に支給月数を引き上げるといった趣旨のものではなく、市民に説明をするに当たり根拠となるものを持つことが肝要である。市独自の人事委員会を持たない狛江市において根拠と

なるものは、東京都人事委員会の勧告である。したがって、それに沿うことで説明責任が果たせると考える。今後も勧告等により支給月数に変更となった場合において、特別職と議員の支給月数が乖離することがないように、連動させることが望ましい。

【その他】

市長をはじめとする職員の取組みや議員の活動等についての日々の努力が成果となって表れているように思われる。平成31年度に起きた東日本台風における対応や新型コロナウイルス感染症ワクチン接種への対応、日本一安心安全なまちの取組み、さらには狛江駅南口・北口においてイルミネーションが行われ街に彩りを添えている。行政の議決機関と執行機関が一体となり様々な施策に取り組んでいることで、狛江市の住みやすさを実感やすくなっている。

報酬については、類似団体等との比較も必要であるが、こうした成果があることも踏まえ、特別職等の例月給については、今後、発表される東京都人事委員会による例月給の引き上げ勧告がされた際に検討されたい。

6 結論

【例月給】

特別職及び議員の例月給については据え置く。

【賞与】

特別職（一般職）と議員の賞与との差を是正するため、議員の賞与について、東京都人事委員会勧告に沿って引き上げの対応することが妥当であり、次の結論に達した。

市議会議員の賞与支給月数

| 職 | 現行 | 改定後 | 増減月数 |
|-----|-------|-------|--------|
| 議 員 | 4.40月 | 4.55月 | +0.15月 |

※議員の賞与の支給月数は、市職員と連動させ、特別職と同様とすることが望ましい。

7 報酬の改定の実施時期

改定の実施時期については、令和5年度からとすることが適当である。